

## (1) 競技細則

石地シーサイドカントリークラブ競技規則 2 条における 5 競技の競技方法を以下に定める。

### ① クラブ選手権

#### 【参加資格】

- ・参加申込み期日までにハンディキャップ 17 以下 (A クラス) を取得した者とする。  
(尚プレー日までに JGA ハンディキャップが有効期限内の者に限る)。
- ・参加申し込み期日を基準日として 1 年間で 3 回以上当ゴルフ場の月例杯に参加したものとする。

#### 【競技方法】

- 予選 (上位 16 位まで) 18 ホールストロークプレー (スクラッチ戦)
- 予選 2 回戦 (上位 4 位まで) 18 ホールストロークプレー (スクラッチ戦)
- 準決勝 18 ホールマッチプレー
- 決勝 18 ホールマッチプレー

※マッチプレーにおいて、最終ホールを終了してオールスクエアに終わった場合、いずれか勝者が決まるまで競技委員の基で (コースの選定) 試合を継続するものとする。(サドンデス)

#### 【使用ティー】

- ・黒ティー (女性：白ティー)

### ② 理事長杯

#### 【参加資格】

- ・参加申込み期日までにハンディキャップ 24 まで取得した者  
(但し 25 以上の者は 24 として参加できる。)
- ・参加申し込み期日を基準として採用ハンディキャップは決定される。
- ・参加申し込み期日を基準日として 1 年間で 3 回以上当ゴルフ場の月例杯に参加したものとする。

#### 【競技方法】

- 予選 (上位 16 位名) 18 ホールストロークプレー (アンダーハンディ戦)
- 決勝 18 ホールストロークプレー (アンダーハンディ戦)

(1) 予選ラウンドにおいて「16 位タイ」の場合はローハンディ上位とし、尚タイの場合は、年齢上位とした順位とする。

(2) 決勝ラウンドにおいて「タイ」の場合はローハンディ上位とし、尚タイの場合は、年齢上位とした順位とする。(予選+決勝のトータルスコア)

#### 【使用ティー】

- ・黒ティー (女性：白ティー)

### ③ シニア選手権及びグランドシニア選手権

#### 【参加資格】

- ・開催日当日を基準日として、シニアは満55歳以上、グランドシニアは満65歳以上とする。
- ・参加申し込み期日を基準日として1年間で3回以上当ゴルフ場の月例杯に参加したものとす。

#### 【競技方法】

- 決勝のみ（予選を行う場合あり） 18ホールストロークプレー(スクラッチ戦)

#### 【使用ティーグラウンド】

- ・シニア選手権：青ティー、グランドシニア選手権：白ティー

### ④ レディース選手権

#### 【参加資格】

- ・参加申し込み期日を基準日として1年間で3回以上当ゴルフ場の月例杯に参加したものとす。

#### 【競技方法】

- 決勝のみ（予選を行う場合あり） 18ホールストロークプレー(スクラッチ戦)

#### 【使用ティー】

- ・緑ティー

### ⑤ 月例杯（ラストコール杯、グランドマンズリー杯含む）

#### 【参加資格】

- ・石地シーサイドカントリークラブのメンバー会員であるものとす。
- ・参加申し込み期日までに日本ゴルフ協会（JGA/USGA）ハンディキャップを取得しており、委員会が石地シーサイドカントリークラブとしてハンディを認定（スコアカード5枚以上の提出）した者とす。  
（但し、表彰対象外として月例杯競技への参加は制限なくできるものとす。）
- ・参加申し込み期日を基準として採用ハンディキャップは決定される。
- ・グランドマンズリー杯は別途、参加資格を協議委員会より通知する。

#### 【競技方法】

- ・男子及び女子（Aクラス）（Bクラス） ・女子（クラス分けなし）

18ホールストロークプレー(アンダーハンディ戦)

#### 【使用ティーグラウンド】

男子Aクラス：青ティー、男子Bクラス：青ティー（内 男子70歳以上：緑ティー）

女子：緑ティー

（Bクラス70歳以上の参加者は、希望によりスタート前にティーグラウンドを後方のティーに変更することができるが、スタート後の変更は失格となる）

#### 【開催月】

月例杯：4月、5月、6月、7月、8月、9月、10月

ラストコール杯：11月、グランドマンズリー：11月

## (2) ローカル・ルール

1. アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。ただし15番ホールの右側アウトオブバウンズの境界は白線をもって標示する。
2. 1番と10番、5番と13番ホール間の白杭を結ぶ線を越えて、現にプレーしてるホール以外のコースに止まった球は、アウトオブバウンズの球とする。
3. 修理地は青杭を立て、白線で囲まれた区域。
4. 動かさない障害物
  - (1) 排水溝
  - (2) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。
  - (3) 複数の動かさない障害物が接してる場合、それらはひとつの動かさない障害物として扱われる。
  - (4) 動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。
5. 電磁誘導カート用の2本のレールは、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則16.1fに基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。
6. 不可分な物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

  - (a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけ・密着させてあるもの。
  - (b) 樹木の添え木や支柱
  - (c) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物
7. (a) プレーヤーの球が9番ホールの右側及び14番ホールのグリーン手前並びに18番ホールの左側のレッドペナルティーエリアにある場合、そのプレーヤーは規則17.1dに基づく救済に加え、追加の選択肢として、ホールから等距離にあるレッドペナルティーエリアの反対側でのラテラル救済を選択することができる。

(b) 15番ホールにあるペナルティーエリアの中に球がある場合、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ1罰打で規則17.1に基づき救済を受ける。または、追加の選択肢として、元の球か別の球をその球に最も近いドロップゾーンにドロップする。このドロップゾーンは規則14.3に基づく救済エリアである。
8. 1番ホール左側、5番ホール右側の保護フェンスに球が接近しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則16.1により処置するときは、その障害物の中や下や上を通さずに救済のニアレストポイントを決めなければならない。
9. 臨時ローカル・ルールはクラブハウス内に掲示し、その日から効力を発する。